
資料 1 - 2
令和6年度 熱中症対策に係る環境省の取組

令和7年3月3日
第7回熱中症対策推進検討会

1. 令和6年度の暑さ等の状況

- (1) 令和6年度熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況
- (2) 令和6年度（4月～10月）の気象の状況
- (3) 市町区村によるクーリングシェルターの指定状況

2. 令和6年度の環境省の主な取組

- (1) 熱中症対策に関する議論
 - ① 熱中症対策推進検討会及び2つのWGにおける議論
 - ② その他の議論
- (2) 熱中症対策に関する取組：意識調査、クーリングシェルターのリンク集
市区町村等の相談・支援窓口
- (3) 普及・啓発の取組

1. 令和6年度の暑さ等の状況

(1) 令和6年度 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況

出典：令和6年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和6年11月15日開催）資料1一部改変

熱中症特別警戒情報の発表状況

※令和6年度より運用開始

令和6年度の実績 4/24~10/23

延べ発表回数：0回

熱中症警戒情報の発表状況

令和6年度の実績 4/24~10/23

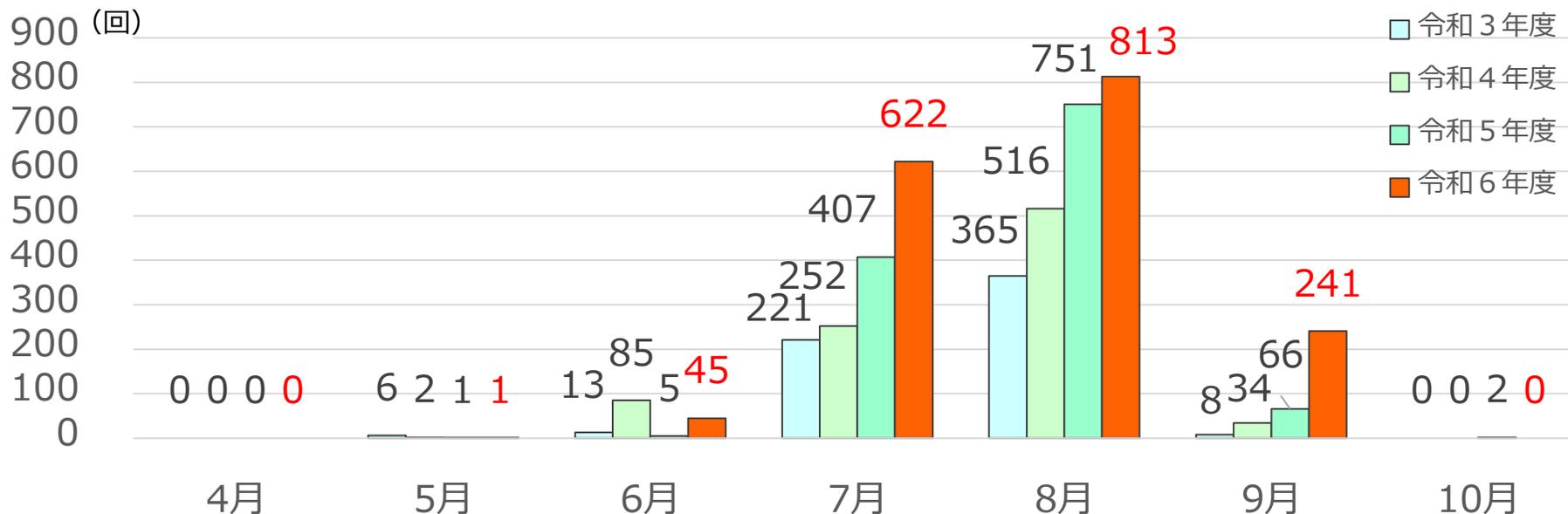
延べ発表回数※：1,722回

発表日数：103日/183日

発表地域：51地域/58地域

※同一地域を複数回としてカウント

○熱中症警戒情報の月別の発表実績



(参考) 年度別発表実績

| 令和3年度 4/28~10/27 | 令和4年度 4/27~10/26 | 令和5年度 4/26~10/25 |
|------------------|------------------|------------------|
| 延べ発表回数※：613回 | 延べ発表回数※：889回 | 延べ発表回数※：1,232回 |
| 発表日数：75日/183日 | 発表日数：85日/183日 | 発表日数：83日/183日 |
| 発表地域：53地域/58地域 | 発表地域：46地域/58地域 | 発表地域：58地域/58地域 |
| ※同一地域を複数回としてカウント | ※同一地域を複数回としてカウント | ※同一地域を複数回としてカウント |

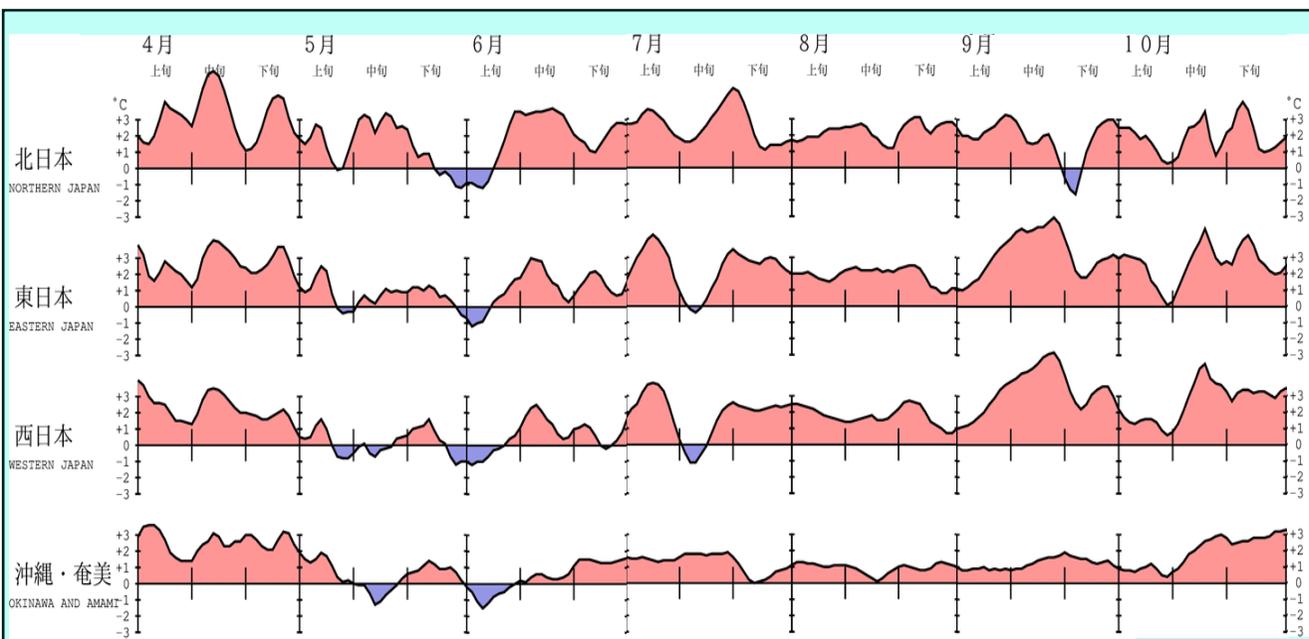
(2) 令和6年度(4月~10月)の気象の状況

出典：令和6年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ(令和6年11月15日開催)資料1

- 全国的に気温の高い日が多かった。
- 特に、**夏(6~8月)の平均気温**は夏として**西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温**となった。 ※気象庁報道発表資料より https://www.jma.go.jp/jma/press/2409/02a/betten_natsu.pdf

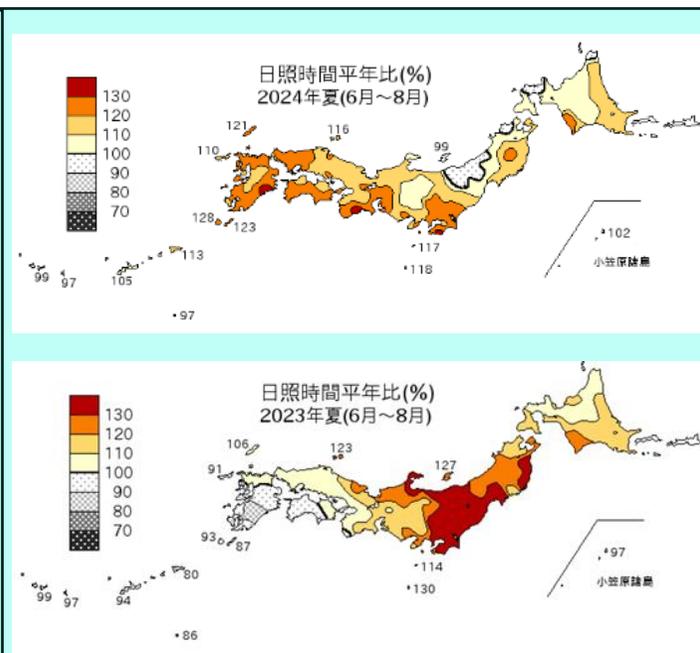
図は気象庁ホームページより

令和6年 地域平均気温平年差の経過



- 全国153の気象台等のうち、三宅島、八丈島、父島および南大東島を除いた149地点での観測値を用いる。
- 北日本：北海道、東北地方
- 東日本：関東甲信、北陸、東海地方
- 西日本：近畿、中国、四国、九州北部地方、九州南部

夏(6~8月)の日照時間平年差 (上図：令和6年、下図：令和5年)

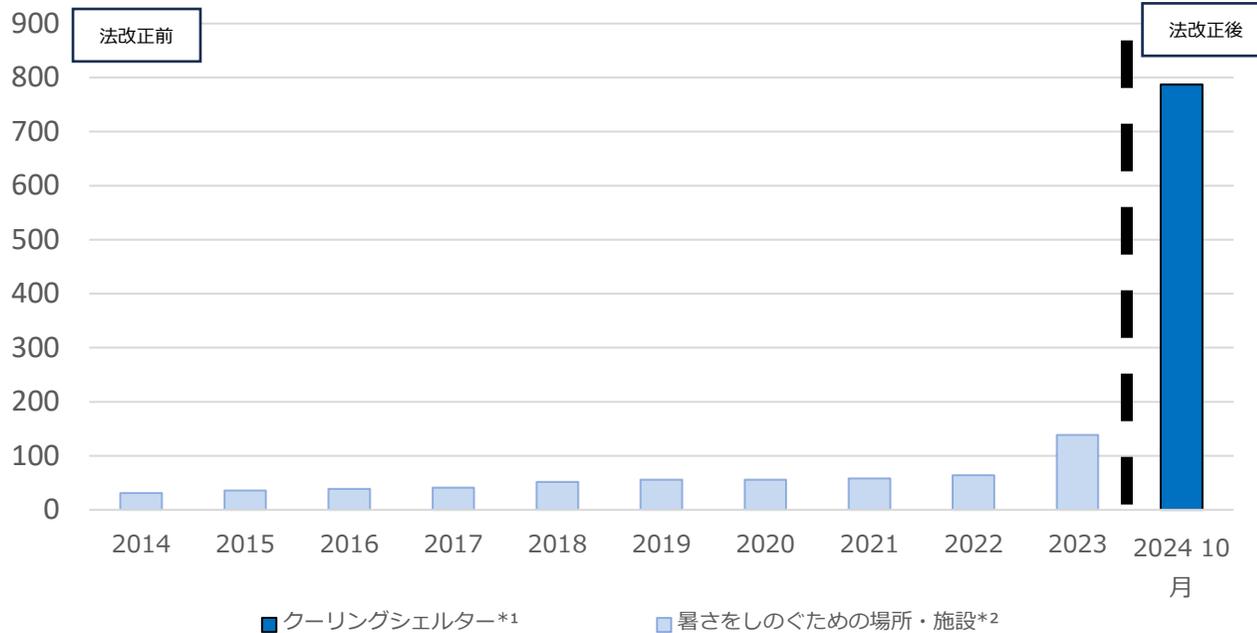


東海地方以西は、今年は平年より日照時間が顕著に多かった。

(3)市区町村によるクーリングシェルターの指定状況

クーリングシェルターを指定した市区町村数の推移（R6年10月末時点）

指定市区町村数（累計）



改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定している市区町村数は、前回2023年の調査から**5倍以上の787市区町村**に増加した。
 （クーリングシェルター以外のいわゆる暑さをしのぐ施設を指定している市区町村を含めると、999市区町村。）

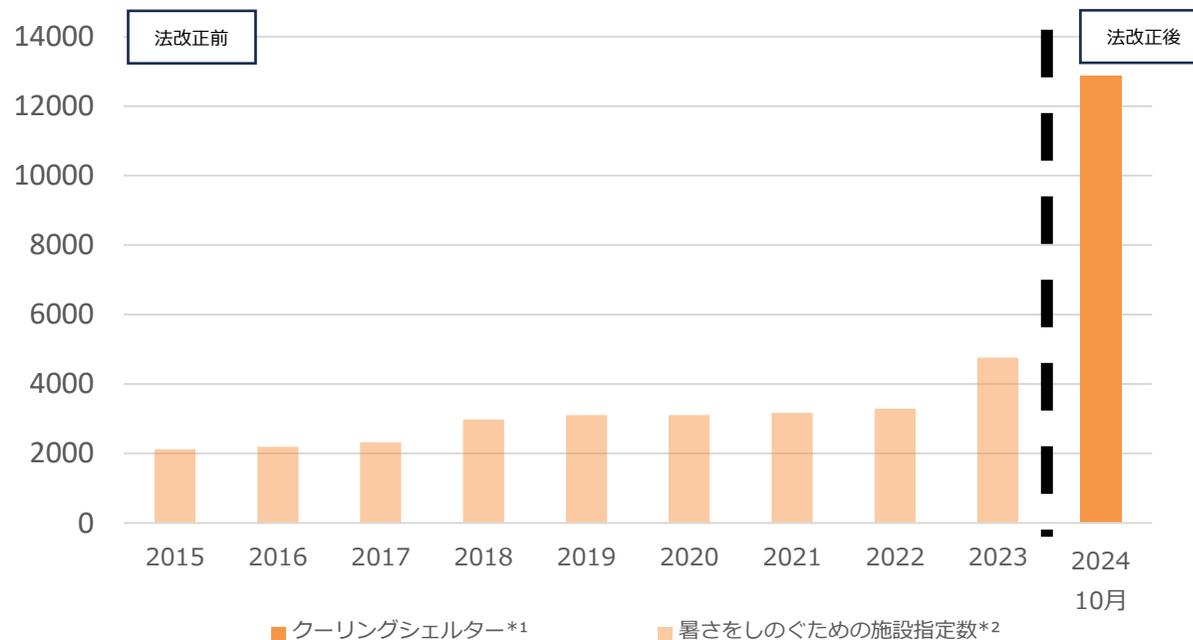
| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 10月*1 |
|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------------|
| 指定市区町村数（累計） | | | | | | | | | | | 787 |
| クーリングシェルター*1及びクーリングシェルター以外のいわゆる暑さをしのぐ場所・施設*2 指定市区町村数（累計） | 31 | 36 | 39 | 41 | 52 | 56 | 56 | 58 | 64 | 139 | 999 |

*1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
 令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省が10月末日までに報告を受けた情報をもとに作成
 （未報告の市区町村においては、令和6年6月21日までに環境省において市区町村のHPにおいて確認した情報をもとに作成）
 *2 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。

(3)市区町村によるクーリングシェルトアの指定状況

クーリングシェルトアとして指定された施設数の推移（R6年10月末時点）

施設数（累計）



改正気候変動適応法に基づくクーリングシェルトアとして指定された施設は、前回2023年の調査から**2倍以上の12,860施設**に増加した。

| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 10月 ^{*1} |
|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------------------------|
| 2023年までいわゆる暑さをしのぐ施設、2024年からクーリングシェルトア指定数 | 1758 | 2123 | 2192 | 2317 | 2980 | 3104 | 3104 | 3175 | 3289 | 4758 | 12860 |

* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設

令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省が10月末日までに報告を受けた情報をもとに作成。

（未報告の市区町村においては、令和6年6月21日までに環境省において市区町村のHPにおいて確認した情報をもとに作成）

* 2 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。

2. 令和6年度の環境省の取組

(1) 熱中症対策に関する検討 ①熱中症対策推進検討会

熱中症対策推進検討会

【概要】

今後の熱中症対策の在り方を検討するため、熱中症対策の推進に必要な事項等について、有識者による議論を行う。令和6年度は、検討会の下に設置した2つのワーキング・グループの検討状況の報告を受けつつ、総論的に議論する。

【開催実績】

○2024年9月6日 第6回 熱中症対策推進検討会（令和6年度第1回）

審議事項：令和6年度の熱中症対策推進に向けた検討体制について

- 報告事項： 1. 環境省の熱中症対策の取組
2. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定状況の把握
3. 今夏の状況

○2025年3月3日 第7回 熱中症対策推進検討会（令和6年度第2回）

- 議事：（1）令和6年9月以降の熱中症対策に係る環境省の取組
（2）ワーキング・グループでの議論の報告
・熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループにおける議論
・熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループにおける議論
（3）令和6年度の独立行政法人環境再生保全機構の取組
（4）令和6年度熱中症に関する意識調査の結果

○2025年3月下旬 第8回 熱中症対策推進検討会（令和6年度第3回）（予定）

第3回熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループの議論内容を書面にて報告する予定。

(1) 熱中症対策に関する検討 ①熱中症対策推進検討会での議論

熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ

【概要】 熱中症特別警戒情報等の運用等について議論する。

【開催実績】

○2024年11月15日 第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ

- 議題： (1) 今夏の振り返り
(2) 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の運用経緯
(3) 令和7年度の熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の運用期間について
(4) 熱中症特別警戒情報の運用について

○2025年1月22日 第2回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ

- 議題： 熱中症特別警戒情報の運用にかかる暑さ指数情報提供地点の特徴分析について

熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ

【概要】 「熱中症環境保健マニュアル2022」の更新に向けた検討を行う。

【開催実績】

○2024年11月15日 第1回熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ

- 議題： 熱中症環境保健マニュアルの改訂について

○2025年2月19日 第2回熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ

- 議題： 熱中症環境保健マニュアルの改訂について

○2025年3月中旬 第3回熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ（予定）

- 議題： 熱中症環境保健マニュアルの改訂について

(1) 熱中症対策に関する検討 ②その他の議論

熱中症対策推進会議 および 熱中症対策推進会議幹事会

【概要】

熱中症対策推進会議

環境大臣を議長とし関係府省庁の局長級を構成員とし、熱中症対策実行計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討する。

熱中症対策推進会議幹事会

環境省熱中症対策室長を幹事長とし関係府省庁の課室長級を構成員とし熱中症対策の具体的な施策を実施するため、情報共有と省庁間の連携を強化し、効果的な対策を推進する。

【開催実績】

○2024年7月23日 第7回熱中症対策推進会議

- 議題：
- (1) 熱中症対策推進会議の開催について
 - (2) 令和6年夏の天候の見通し（気象庁）
 - (3) 全体的な取組状況の概要及び環境省の取組について（環境省）
 - (4) 全国の熱中症による救急搬送状況（総務省消防庁）
 - (5) 関係府省庁による今夏の取組について
 - (6) その他

○2025年3月 令和6年度 熱中症対策推進会議幹事会（予定）

議題：2025年に向けた各省庁の取組について

(2) 熱中症対策に関する取り組み ①熱中症に関する意識調査

熱中症対策の施策の充実に向けて、一般の国民（モニター）を対象に、熱中症に関する意識調査を実施 ※意識調査の結果は、資料4で説明

熱中症に関する意識調査（一般国民・モニター）

調査目的：熱中症及びその対策についての理解、並びに熱中症対策に関する施策の認知及び理解の状況を把握する

調査期間：2024年11月13日（水）～11月16日（土）

調査手法：調査会社（株式会社ネオマーケティング）のモニター会員を活用したインターネット調査

対象者：各都道府県ごとに200名（15歳以上の男女、年齢構成は以下の表の通り）、全国合計9,400名の回答を回収。

| 各都道府県の対象者200名の内訳 (我が国の人口構成を考慮) | |
|-----------------------------------|------|
| 若い人の層（15～19歳） | 10名 |
| 中間層（20～64歳） | 120名 |
| 高齢層（65歳以上） | 70名 |

(2) 熱中症対策に関する取り組み ③熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口の開設

背景・目的

- 熱中症対策として、高齢者等への**見守り、声かけ等**の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「**熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口**」を設置。
※環境省が委託する民間事業者が、専用の問い合わせHP等を通じて、支援。（令和7年度の支援については、調整・検討中）

相談・支援内容

ご相談いただいた市区町村等の事情を踏まえながら、他の自治体が行っている好事例等について、情報提供を行う。

相談内容（例）

・自治体の庁内体制等に関する相談例

庁内における熱中症対策の割り振りをどのようにしたらよいか？

・見守り・声かけ等の活動の協力者についての相談例

他の市区町村では、見守り・声かけの業務はどのような部署が担当しているのか？

・具体的な活動の事例

熱中症対策普及団体を指定している市区町村と具体的な活動内容を教えてほしい

対応（例）

新潟県村上市の庁内体制を紹介

鳥取県鳥取市の庁内体制を紹介

茨城県笠間市、京都府京都市、
栃木県高根沢町の事例を紹介

令和7年1月27日時点で**10市区町村等、延べ26件に対応済み**

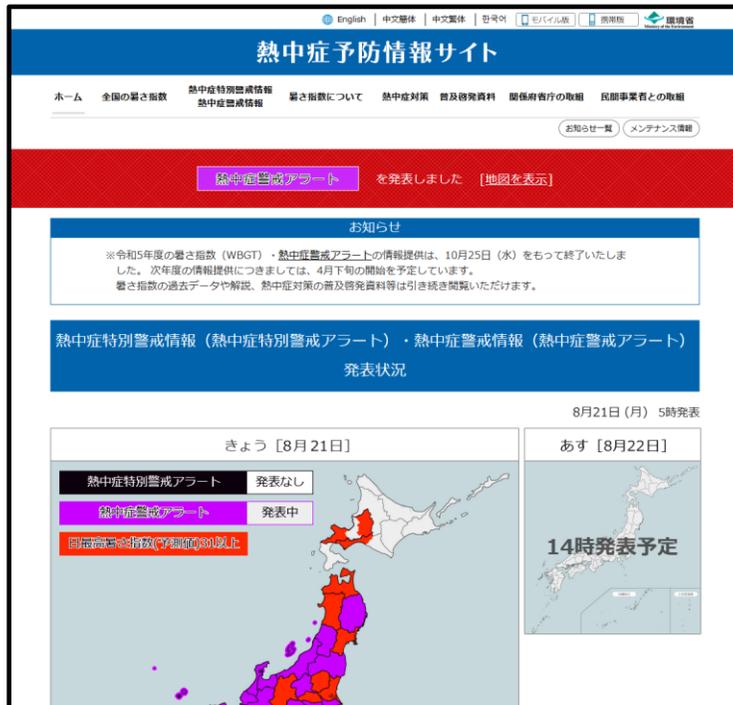
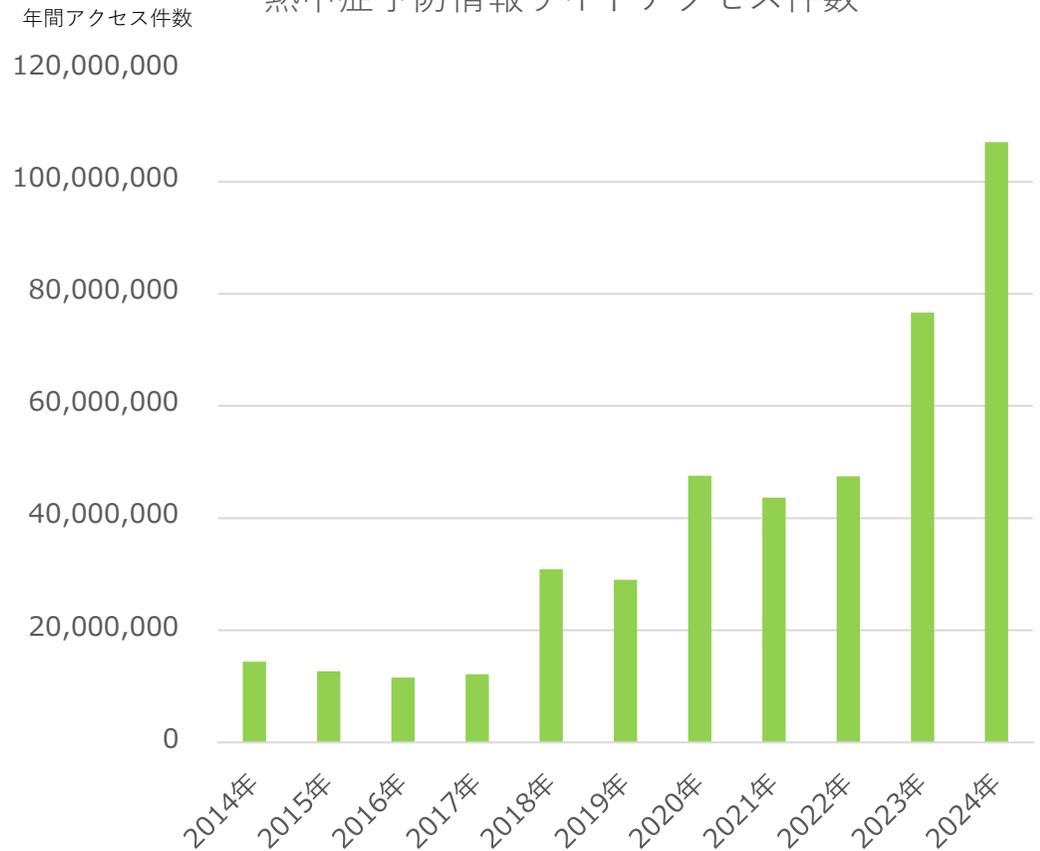
(4) 普及啓発の取組 ① 熱中症予防情報サイトへのアクセス状況

熱中症予防に資する情報を一元的に掲載

- 全国841地点の暑さ指数
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表状況
- 熱中症の予防方法と対処方法
- 各種リーフレット、マニュアル等
- 環境省、関係府省庁の取組 等

環境省が運営する「熱中症予防情報サイト」へのアクセス数は年々増加しており、令和6年は累計約1億700万ビュー（令和5年：約7700万ビュー）となっており、国民の認知・関心が増加している。

熱中症予防情報サイトアクセス件数



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(4) 普及啓発の取組 ② 来年度に向けた普及啓発資材の作成

熱中症予防のための行動を普及・啓発することを目的とした動画の作成

- あらゆる世代に対して、熱中症を予防する行動を促すための、**新たな普及啓発資材**を今年度末を目途に**作成中**。
- 資材として使用しやすいよう、15秒、30秒、60秒の動画を作成。
- 令和7年度4月以降に、環境省Youtube、予防情報サイト等において配信する予定。
- 使用規定を満たせば、熱中症予防を普及啓発する際に、地方公共団体等によって使用することを可能とする予定。



(4) 普及啓発の取組 ③ その他の普及啓発に関する取組

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

環境省サイトやSNSによる情報発信

- ① 環境省熱中症予防情報サイトに、熱中症予防に資する情報や暑さ指数等の情報を掲載。

<サイト訪問数(ページビュー)>
2024年(4/24~10/23)
: 約1億700万回
2023年(4/26~10/25)
: 約7,700万回



<熱中症予防情報サイト>

- ② 環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

<登録者数(令和7年2月1日時点)>
X : 約35万人
Facebook : 約7千人
LINE : 約35万人
(LINEは熱中症関連のみの発信)

- 熱中症関係府省庁と連携し、情報発信を行った。
- 7月末に、7日間連続投稿を実施。

ラジオを通じた普及啓発

高齢者の利用率が高いラジオを通じた普及啓発を実施

- ① 「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラート等の新たな情報を発信。



<撮影時の写真>

(7/7 全国38局ネットで放送)

- ② 各地のラジオ局と連携した天気情報・予報に合わせた「熱中症予防」を各番組パーソナリティにて啓発を実施(8/5~19 JFN各38局中29局)



FM AICHIパーソナリティ 山内智貴

1回あたりの聴取人数は約280万人となり、計10回延べ約2,800万人に情報発信

※聴取人数は、株式会社ビデオリサーチの聴取率から算出

(4) 普及啓発の取組 ③ その他の普及啓発に関する取組

出典：第6回熱中症対策推進検討会（令和6年9月6日開催）
資料1 一部改変

◆ 企業・団体と連携した普及啓発

熱中症予防イベント出席

暑熱環境への適応策の一環として、企業や自治体などと連携し「大手町・丸の内・有楽町夏祭り2024『丸の内 de 打ち水』」を実施（7/26）



<2024年度>

動画配信・活用

環境省Youtubeによる配信とデジタルサイネージにて啓発。



<※写真は豊島区より提供>

鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施。



<JR船橋駅>

大型ビジョンを活用した情報発信

アルタビジョン新宿や原宿表参道ビジョンといった全国18箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。（7/1～8/31）



<ラジ館VISION>

その他、講演会を通じた熱中症対策における情報提供を実施